

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書の訂正報告書
【根拠条文】	証券取引法第24条の2第1項
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	平成18年11月15日
【事業年度】	第25期（自 平成17年3月1日 至 平成18年2月28日）
【会社名】	株式会社 京進
【英訳名】	KYOSHIN CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 立木 貞昭
【本店の所在の場所】	京都市下京区烏丸通五条下る大阪町382-1
【電話番号】	075（365）1500(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役社長室長 樽井 みどり
【最寄りの連絡場所】	京都市下京区烏丸通五条下る大阪町382-1
【電話番号】	075（365）1500(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役社長室長 樽井 みどり
【縦覧に供する場所】	株式会社大阪証券取引所 (大阪市中央区北浜1丁目8番16号)

1 【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成18年5月26日に提出した第25期（自 平成17年3月1日 至 平成18年2月28日）有価証券報告書の記載事項の一部に訂正すべき事項がありましたので、これを訂正するため、有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

第一部 企業情報

第5 経理の状況

1 連結財務諸表等

(1) 連結財務諸表

注記事項

(リース取引関係)

第一部 企業情報

第5 経理の状況

2 財務諸表等

(1) 財務諸表

注記事項

(リース取引関係)

3 【訂正箇所】

訂正箇所は_線で示しております。

第一部 企業情報

第5 経理の状況

1 連結財務諸表等

(1) 連結財務諸表

注記事項

(リース取引関係)

(訂正前)

前連結会計年度 (自 平成16年3月1日 至 平成17年2月28日)	当連結会計年度 (自 平成17年3月1日 至 平成18年2月28日)
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引
3. 支払リース料及び減価償却費相当額	3. 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額及び減損損失
支払リース料 35,731千円	支払リース料 <u>11,248千円</u>
減価償却費相当額 35,731	減価償却費相当額 <u>11,248</u>

(訂正後)

前連結会計年度 (自 平成16年3月1日 至 平成17年2月28日)	当連結会計年度 (自 平成17年3月1日 至 平成18年2月28日)
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引
3. 支払リース料及び減価償却費相当額	3. 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額及び減損損失
支払リース料 35,731千円	支払リース料 <u>18,142千円</u>
減価償却費相当額 35,731	減価償却費相当額 <u>18,142</u>

第一部 企業情報

第5 経理の状況

2 財務諸表等

(1) 財務諸表

注記事項

(リース取引関係)

(訂正前)

前事業年度 (自 平成16年3月1日 至 平成17年2月28日)	当事業年度 (自 平成17年3月1日 至 平成18年2月28日)
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの 以外のファイナンス・リース取引 3. 支払リース料及び減価償却費相当額	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの 以外のファイナンス・リース取引 3. 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価 償却費相当額及び減損損失
支払リース料 35,731千円 減価償却費相当額 35,731千円	支払リース料 <u>11,248</u> 千円 減価償却費相当額 <u>11,248</u> 千円

(訂正後)

前事業年度 (自 平成16年3月1日 至 平成17年2月28日)	当事業年度 (自 平成17年3月1日 至 平成18年2月28日)
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの 以外のファイナンス・リース取引 3. 支払リース料及び減価償却費相当額	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの 以外のファイナンス・リース取引 3. 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価 償却費相当額及び減損損失
支払リース料 35,731千円 減価償却費相当額 35,731千円	支払リース料 <u>18,142</u> 千円 減価償却費相当額 <u>18,142</u> 千円